

【公開版】

提出年月日	令和2年2月21日	R5
日本原燃株式会社		

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第 10 条 : 加工施設への人の不法な侵入等の防止

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

1. 3 規則への適合性

2. 設計の基本方針

2. 1 設備等

2. 2 気象等

2 章 補足説明資料

2章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト
第10条:加工施設への人の不法な侵入等の防止

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	加工施設への人の不法な侵入等の防止	2/18	2	
補足説明資料1-2	加工施設 運用、手順説明資料 加工施設への人の不法な侵入等の防止	1/17	2	
補足説明資料1-3	加工施設における加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第10条「加工施設への人の不法な侵入等の防止」に対する防護対策の整理について	<u>2/21</u>	<u>2</u>	

令和 2 年 2 月 21 日 R 2

補足説明資料 1 - 3 (10 条)

加工施設における加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則第 10 条「加工施設への人の不法な侵入等の防止」に対する防護対策の整理について

1. 概要

加工施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則第 10 条（以下「第 10 条」という。）では，加工施設への人の不法な侵入等の防止が要求されている。加工施設には，安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設（以下「SA 施設」という。）が存在するが，第 10 条の対応方針は以下のとおり。

2. 第 10 条における対応方針

安全上重要な施設，特定核燃料物質を取扱う安全機能を有する施設及び一部の SA 施設は，核物質防護上の措置が必要な区域の内側に設置する設計とする。しかしながら，当該区域の外側に設置する設計としている安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設及び SA 施設も存在するため，それぞれ，以下のとおり整理する。また，各施設の配置概念図を以下に示す。

2. 1 核物質防護上の措置が必要な区域の内側に設置する施設

加工施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため，核物質防護上の措置が必要な区域の境界には，核物質防護対策として人の容易な侵入を防止できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁を設置し，当該区域の境界の巡視，監視，出入口での身分確認及び施錠管理を行う設計とする。また，当該区域に不正に爆発

性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆破物又は有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行う設計とする。さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止のため、加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）は、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。核物質防護対策として上記対応をすることで、安全上重要な施設、特定核燃料物質を取扱う安全機能を有する施設及び一部の SA 施設については第 10 条の要求事項を満足する。

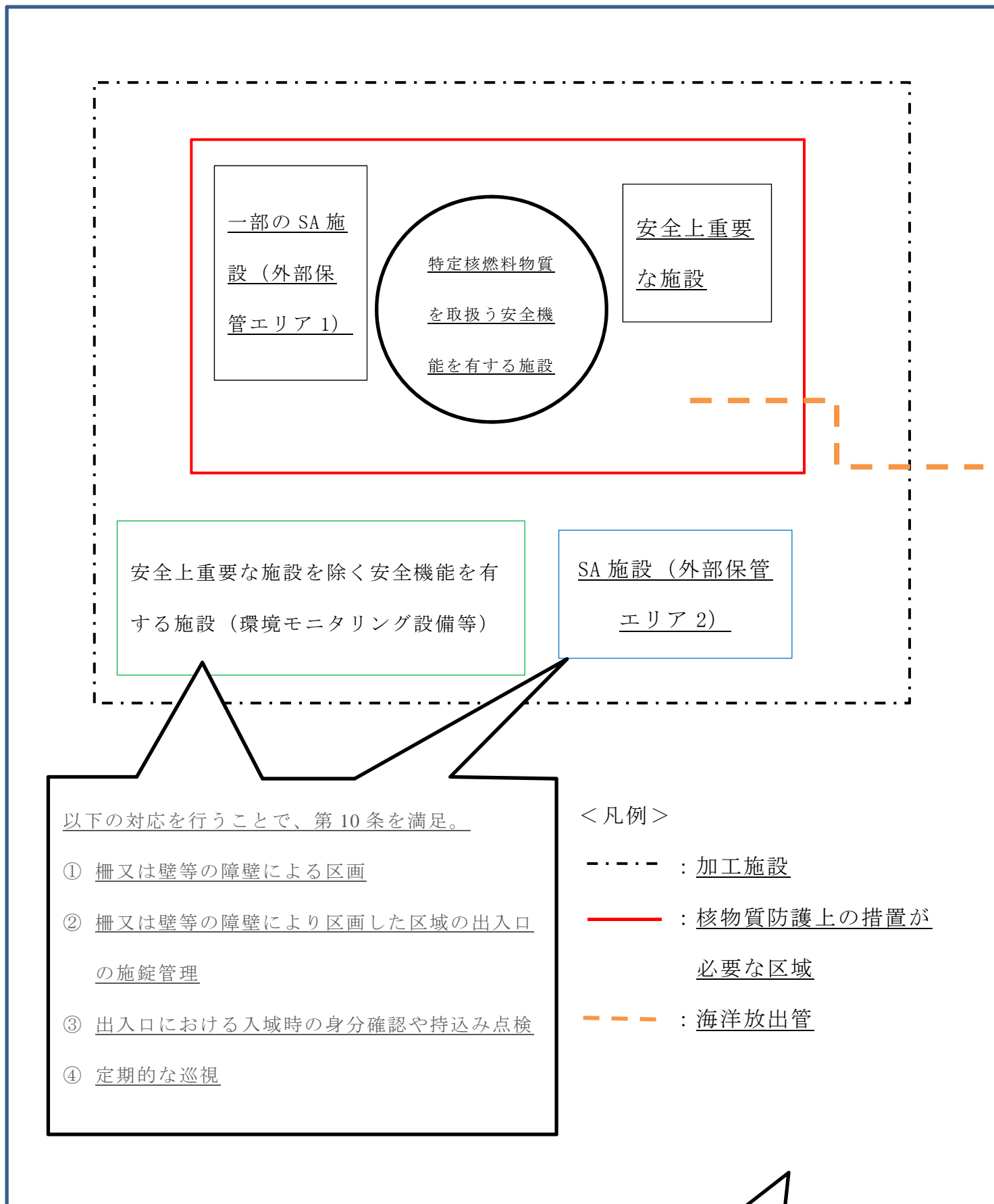
2. 2 核物質防護上の措置が必要な区域の外側に設置している施設

核物質防護上の措置が必要な区域の外側に設置している安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設及び SA 施設^{※1}は、第 10 条の要求事項を満足するために以下対応を行う。また、各施設の防護状況の写真を以下に示す。

- ① 柵又は壁等の障壁による区画
- ② 柵又は壁等の障壁により区画した区域の出入口の施錠管理
- ③ 出入口における入域時の身分確認や持込み点検
- ④ 定期的な巡視

※1：上記施設は、核物質防護上防護すべき施設には該当しない*ため、核物質防護対策は必要ない（*核物質防護上防護すべき施設は、核燃料物質の加工の事業に関する規則第 7 条の 9（防護措置）に規定されているが、上記施設はすべて対象外である。）

各施設の配置概念図



以下の対応を行うことで、第 10 条を満足。

- ① 柵又は壁等の障壁による区画
- ② 柵又は壁等の障壁により区画した区域の出入口の施錠管理
- ③ 出入口における入域時の身分確認や持込み点検
- ④ 定期的な巡視

< 凡例 >

- : 加工施設
- : 核物質防護上の措置が必要な区域
- - - : 海洋放出管

各施設の防護状況

海洋放出管点検ピットの常時施錠箇所



海洋放出管中継室の常時施錠箇所

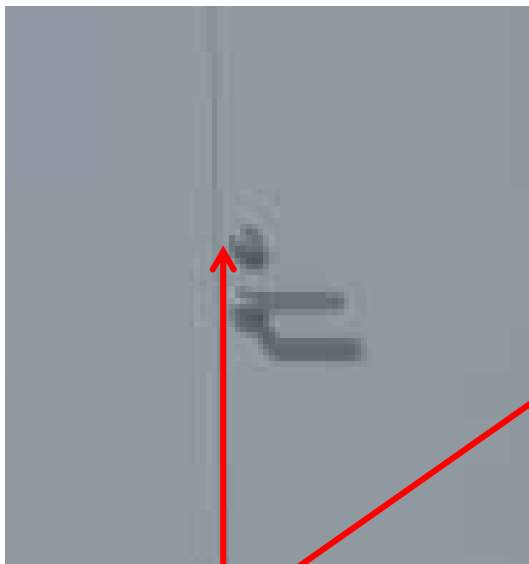


各施設の防護状況（続き）

モニタリングポスト局舎の常時施錠箇所



①：モニタリングポスト局舎扉 ②：モニタリングポスト局舎屋上階段



常時施錠している



2. 3 核物質防護上の措置が必要な区域の外側に設置している安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設及びSA施設の第10条への適合性について

安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設及びSA施設には、核物質防護対策として設置するセンサーや監視カメラは不要であると考ええる。理由は以下の通り。

①センサーや監視カメラは、核物質防護上の要求に基づき、加工施設における侵入行為の監視や早期発見、侵入された場合の追跡等を目的として設置するものである。

②安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設及びSA施設には、核物質防護上の要求がない。また、第10条の要求は、早期検知や追跡等ではなく、侵入等の防止であるため、センサーや監視カメラの設置は不要である。

以上より、安全上重要な施設を除く安全機能を有する施設及びSA施設においては、柵又は壁等の障壁による区画、柵又は壁等の障壁により区画した区域の出入口の施錠管理、出入口における入域時の身分確認や持込み点検及び定期的な巡視を適切に実施することで、第10条へ適合していると考ええる。

以 上